

千葉県国民健康保険運営協議会に係る意見票

委員氏名：鶴岡茂樹（全国健康保険協会千葉支部長）

I. 千葉県国民健康保険運営方針（骨子素案）の修正意見について

次のとおり、加筆修正いただきますようご検討よろしくお願いたします。

1. 「ア 被保険者（県民）の役割」P 9 の 3 つ目の段落部分について

ジェネリック医薬品を正しく理解し積極的に使用する旨を追加いただきたい。

（理由）

医療費適正化にあたって、県民がジェネリック医薬品を正しく理解し積極的に使用することは、例示で示された他の内容と同等に重要であると考えております。

2. 「イ 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方」P 13 の一番上の段落部分について

決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入について、繰上充用金と同様に、運営方針で解消する目標年度を明確にする又は今後市町村と調整のうえ、市町村別に解消する目標年度を定める旨を運営方針に記載いただきたい。

（理由）

厳しい財政状況の中で、協会けんぽは約 1 兆 4800 億円（支出全体の約 17%）の前期高齢者納付金を負担しており、協会けんぽとしては、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入を行っている市町村の加入者が、拠出金負担のための保険料と一般会計繰り入れのための税金を二重に負担している状態は、早期に解消する必要があると考えております。

国民健康保険が高齢者や低所得者が多いといった構造的な問題を抱えている中で、各市町村が財政運営に努力されていることは理解しているつもりですが、一方で、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額が多い市町村は、保険料（税）負担率が低い傾向にあることも事実です。各地域の実情を十分に勘案し、計画的な解消に努めることに異論はありませんが、計画的に解消するためには、目標年度の設定が不可欠と考えております。

国保財政を安定的に運営していくためには、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入の解消は極めて重要と認識しており、厚生労働省が策定した都道府県国民健康保険運営方針策定要領においても、目標年次及び取組みを定める旨が記載されております。

3. 「(2) 目標収納率」P 19 の 2 つ目の段落部分について

「近年の収納率の推移等を踏まえ設定する。」と記載されておりますが、全国の収納率も踏まえる旨を追加いただきたい。また、達成の目標年度も明確にいただきたい。

（理由）

保険料収納率は全国 45 位と低位に位置しており、目標値の設定に当たっては全国（平均）の収納率を考慮する必要があると考えます。また、取組むうえでは目標年度の設定が不可欠と考えております。

4. 「(3) 被用者保険との連携」 P 2 3 部分について

千葉県保険者協議会等の場を通じた必要な連携以外の具体的な連携策として、以下の内容を追加いただきたい。

各保険者が実施している同様な取組みを、より効率的・効果的に展開するためには、被用者保険も含めて各保険者が連携し、できるだけ同時期に又は共同で実施していくことが重要であり、このような連携した取組みを進める。また、連携した取組みを推進するため、県が主導して被用者保険の担当者も含めた担当者レベルの意見交換の場の設置や、協会けんぽ、健保組合、国保等の各保険者の健診結果等のデータを集約し、地域の健康課題等を把握する取組みを進める。

なお、共同又は同時期に実施する取組み例としては、

- ①特定健診とがん検診の同時実施などの保健事業
- ②各種健康セミナー
- ③健診結果やレセプトを活用した地域の健康課題の分析
- ④後発医薬品の差額通知や医療費通知
- ⑤後発医薬品の啓蒙のための広報

などが考えられる。

(理由)

保険者の取組みをより効率的・効果的に実施していくためには、被用者保険も含めた保険者の連携した取組みが重要であり、また連携を実効性のあるものにしていくためには、県が中心となって各保険者の連携を進めていくことが必要と考えています。

また、市町村によって大きく異なる保健事業の実施率やレセプト点検効果額などを是正していくためにも、実務担当者クラスによる意見交換（連携）の場の設置は必要と考えています。

II. 追加データの要望について

保険者努力支援制度で示されている評価指標の現状把握は、今後の運営方針確定にあたって必要と思われますので、すでに示されている各市町村のデータ以外についても、可能な範囲で提供をお願いします。

III. 質問

厚生労働省が策定した都道府県国民健康保険運営方針策定要領においては、保険給付における都道府県の主な役割として、「市町村が行った保険給付の点検」が示されていますが、県としてはどのようにお考えでしょうか。